

◆河川情報表示板

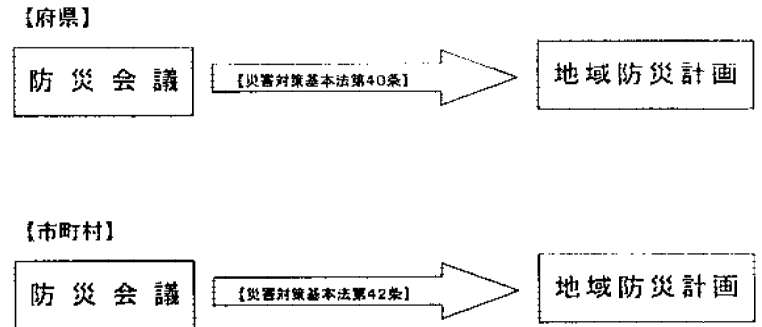
河川の水位、水質などの情報を光ファイバー等を用いて、住民に知ってもらうための情報板のことです。



◆地域防災計画

災害対策基本法に基づいており、住民の生命、財産を災害から守るため、地域内の防災関係機関を網羅して、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、防災活動の効果的な実施を図るために、府県・市町村がつくる計画をいいます。

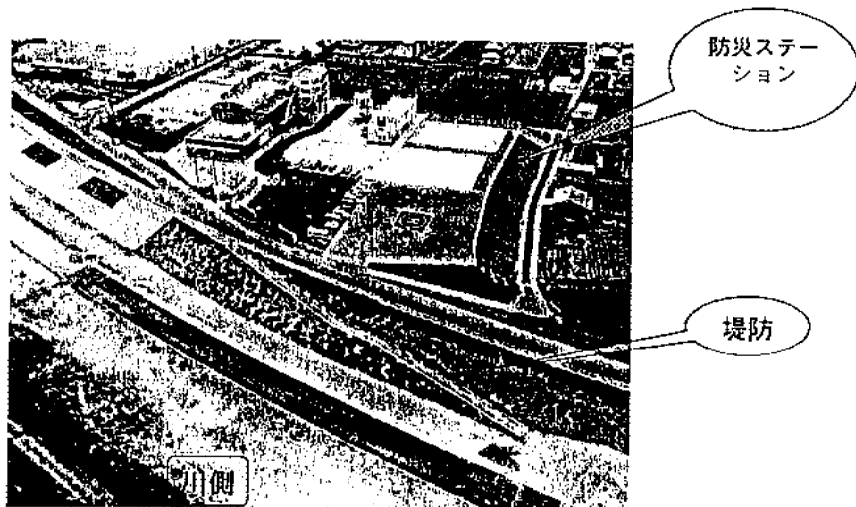
その内容は主に、災害の未然防止、拡大の防止および災害からの復旧に関する計画が示されています。



◆防災ステーション

防災ステーションとは、洪水時において円滑かつ効率的に河川管理施設*（主に堤防などの施設）の保全活動や災害時の緊急復旧活動を実施するための拠点をいいます。

河川管理者の行う水防活動のための、備蓄資機材の置き場・ヘリポート・車両交換場所等の拠点整備と、市町村等が水防活動を円滑に行う拠点としての水防センターを一体的に整備したものを総称して防災ステーションと呼びます。また、日常時には市町村等が地域活動やレクリエーション活動の場として使用します。



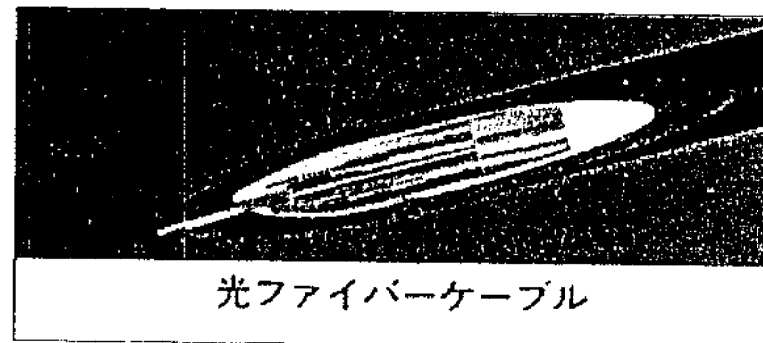
加古川の防災ステーション

◆光ファイバー

石英ガラスを繊維状に細長くしたもので光通信に使われる光によって情報を伝達するケーブルのことで、非常に細いケーブルの中を光が通ることで信号を伝えています。

CCTVなどの河川管理施設等と接続することにより、画像などの情報の収集をスムーズに行うことができます。

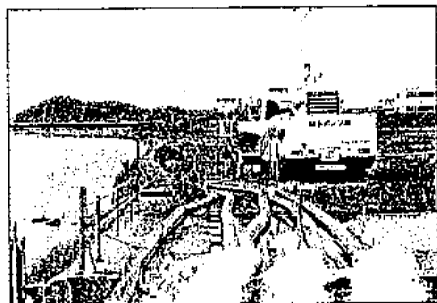
外部の機器に影響を与えることがないため、極めて高品質な通信が可能です。



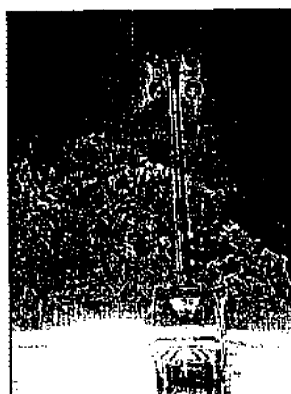
◆災害対策用車両

台風や地震時などの様々な災害から地域住民の生命や財産を守り、さらに社会・経済活動の維持を図るために、災害時に使用する対策機械または車両をいいます。

おもに排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、対策本部車、土のう造成機などがあります。



排水ポンプ車



照明車



対策本部車

◆CATV

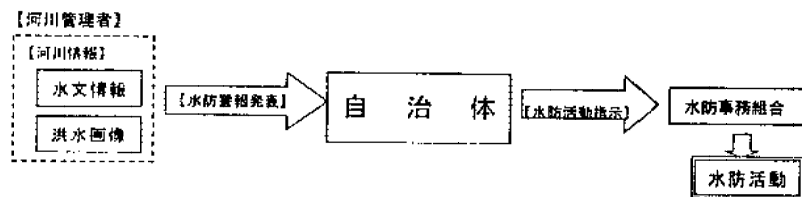
ケーブルテレビジョンの略。

アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル、光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線テレビのことをいいます。

現在では、多チャンネルの番組サービスをはじめ、インターネット、CATV電話などあらゆるサービスに利用されています。

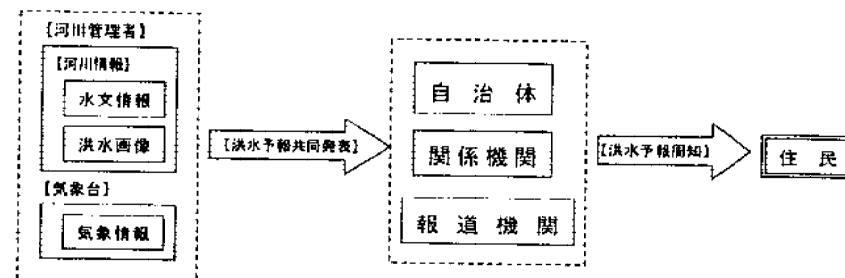
◆水防警報

水防法に定められており、あらかじめ指定した河川において、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、河川管理者*が自治体に対して、水防を行う必要がある旨を警告するための情報のことをいいます。



◆洪水予報

水防法に定められており、あらかじめ指定した河川において、洪水が発生するおそれがある場合に、気象台と河川管理者*が共同して洪水に関する情報を発表します。この予報は、水防団、関係行政機関及び放送機関、新聞社等の協力を得て、地域住民の方々へお知らせします。



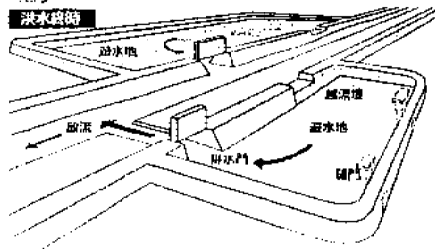
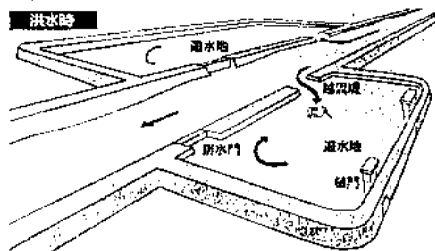
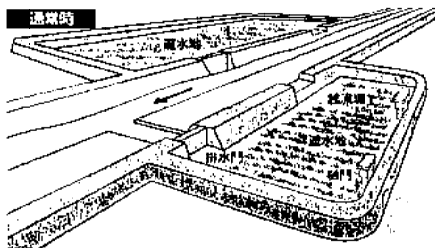
◆遊水地・調整池

「遊水地」とは、洪水時に下流に流れる流量を減少させるため、洪水の一部を一時的に貯めるための施設です。

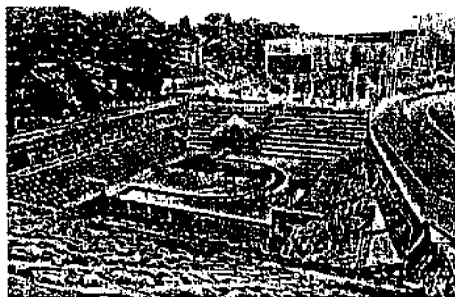
「調整池」とは、流域の保水機能の保全を図るための施設です。

●遊水地

遊水地の仕組みと効果



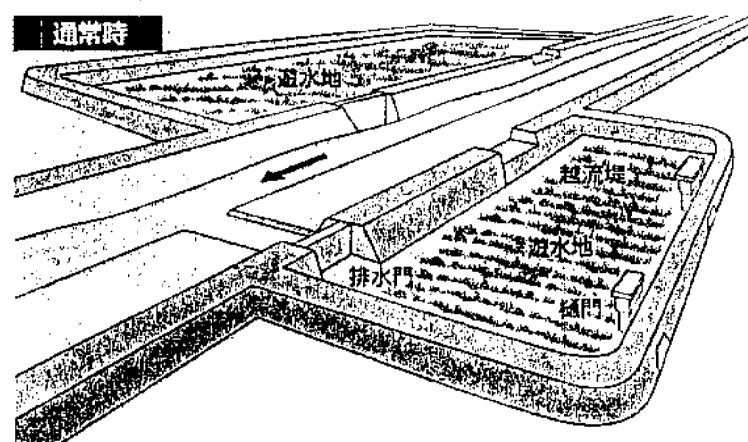
●調整池



◆越流堤

遊水地※の施設の一部で、洪水調節の目的で、堤防の一部を低くし、洪水を越流させ遊水地に流し込む部分をいいます。

遊水地の仕組みと効果



◆慣行水利権

慣行水利権は、歴史的な経緯の中で水の事実上の支配をもとに成立した水利秩序が、権利として社会的に承認されたものです。慣行水利権は、河川、ため池、溪流などについて発生しており、このうち河川については、明治29年の河川法制定にあたり、慣行水利使用が河川法上の権利として位置づけられました。さらに、昭和39年の新河川法の制定の際にはこれらの慣行水利使用が河川法上の許可を受けたものとみなされることになり、河川管理者に届け出ることとなっています。

河川法の手続きに基づき河川管理者から許可された水利使用許可を「許可水利権」といい、慣行水利使用が河川法上の許可を受けたものとみなされ届出により処理される「慣行水利権」と区別されています。

「慣行水利権」は「許可水利権」に比べその権利内容が必ずしも明確でないため、取水施設の改築や土地改良事業の実施等の機会に「許可水利権」に切り換えるよう取り扱われています。

◆砂利採取規制計画

砂利等の採取に関し河川管理・上規制が必要と認められる河川について、河川管理者・自らが当該河川の状況、河川管理施設・や許可・工作物、河床の変動、河川の利水状況や地域における砂利等の需給の実態等を総合的に考慮して定めるものであり、次に示す事項を定めています。

- ① 対象区間
- ② 規制の方針
- ③ 採取禁止区域等
- ④ 砂利採取可能量
- ⑤ 年次別計画
- ⑥ その他必要な事項

なお、この砂利採取規制計画は5年毎に見直すこととしています。

◆管内空間監視用カメラ（CCTV）

映像による監視を目的とした CCTVカメラ

（Closed Circuit Televisionの略）

視覚情報をカメラを用い映像データとして監視地点まで伝送し表示する設備をCCTV設備といいます。

近畿管内のダムや河川を管理するため、CCTV映像で現地状況を常時監視することにより、さらに円滑な管理を行うことができます。

